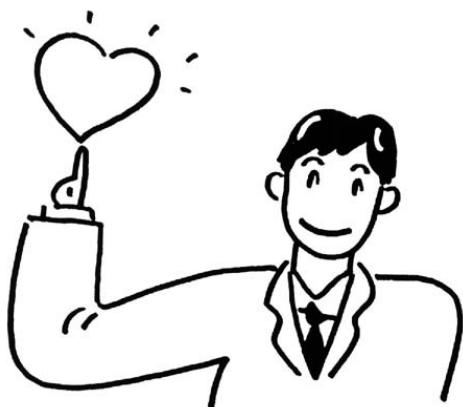


もう一度 考えてみよう



# 選択的

## 夫婦別姓

\*どちらか一方の姓を名乗ることは強制ではない  
\*通称使用も認められている…という理由で  
夫婦同姓は「合憲」という最高裁判決。  
多くの国で夫婦別姓は認められているのに  
どうして日本ではダメなのでしょうか？  
別姓を選びたい人が選べるような制度について  
湯山弁護士と一緒に考えてみましょう！

姓が変わること  
よその人になるみたい…  
仕事は通称(旧姓)だけど  
金銭の手続きや  
パスポートは戸籍姓  
面倒なのよね～。

2016年 **6月26日 (日)**

時間 **13:00～14:30**

講師 湯山薰さん（弁護士）

川崎北合同法律事務所

場所 川崎市男女共同参画センター

すくらむ21 4階多目的室



- 定員 30名 ● 参加費 無料
- 当日どなたでも参加できます。
- 保育の必要な方は、すくらむ21に直接お申し込みください。

主催：♥川崎の男女共同社会をすすめる会

♣NPO法人かながわ女性会議川崎

連絡先：小林 044-945-7174 藤井 044-944-7872 (共にTel&Fax)